

令和4年度 日本赤十字社長野県支部マスメディア広報の実施業務にかかる  
プロポーザルの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和4年2月2日

日本赤十字社長野県支部  
事務局長 清水 深

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度 日本赤十字社長野県支部マスメディア広報の実施業務
- (2) 業務目的 別途配布する委託仕様書のとおり
- (3) 仕様 別途配布する委託仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2 プロポーザル参加資格要件

広報業務を実行できる事業者で、かつ以下の全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者)の規定に該当しない事業者
- (2) 日本赤十字社長野県支部に入札参加資格申請を行い承認済の事業者
- (3) 長野県から指名停止を受けていない事業者
- (4) 国税および地方税を滞納していない事業者
- (5) 直近3年間において、同類の広報宣伝業務の受託実績があること。
- (6) 日本赤十字社長野県支部の競争入札参加資格者の資格等級において、「役務の提供等」の「301 広告・宣伝」でD等級以上の認定を受けていること。

3 参加手続について

(1) 参加表明書の提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書(別紙様式1)及び主要業務実績調書(別紙様式3)、類似業務実績調書(別紙様式3-2)を提出すること。

ア 提出期限

令和4年2月16日(水)15時まで(必着)

イ 提出先

〒380-0836 長野市南県町1074

日本赤十字社長野県支部 総務課

TEL: 026-226-2073 FAX: 026-223-4181

E-mail: info@nagano.jrc.or.jp

ウ 提出方法

事前に電話連絡の上、上記提出先まで持参すること。

(2) 参加を辞退する場合

参加表明書提出日以降に参加を辞退する場合、事前に電話連絡の上、辞退届(別紙様式2)を上記提出先まで持参して提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも、既に提出された書類は返却しない。

4 企画制作提案書等の提出

参加表明書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書等は参加表明書の提出と同時であっても差し支えない。また、提案は1者1案とする。

(1) 企画提案書【A4版(ヨコ)、横書き、提出部数7部】

ア 本業務を実施するにあたり、広告の基本的な考え方(コンセプト、戦略)、各種広報活動について予算内で実現可能であり、かつ、問い合わせ件数の増加等を目的としたプロポーザルを行うこと。

イ サポート体制を示すこと。

(2) 見積書【様式任意】

ア 予算内であることを示す見積書を添付すること。

イ 各種広報活動にかかる費用を分け、内容をできるだけ具体的に記載すること。

ウ 税込で記載すること。

エ 本プロポーザルで提出を求める見積書は、優先交渉権者選定のための資料であるので、提出された見積書の額は、業務を実際に委託する際の契約額ではない。

※見積書 宛名 日本赤十字社長野県支部支部長

件名 令和4年度日本赤十字社長野県支部マスメディア広報の実施業務  
(貴社の住所、会社名、代表者名を明記し、会社印、代表者印を押印のこと。)

(3) 提出期限

令和4年3月2日(水)正午まで(必着)

(4) 提出先・問合せ先

上記参加表明書提出先と同じ

(5) 提出方法

事前に電話連絡の上、持参して提出すること。

(6) 問合せ方法

質疑については、令和4年2月16日(水)15時まで文書(書式自由)により受け付ける。

なお、FAXや電子メールでも受け付けるが、その際は同時に電話連絡を必要とする。

回答については、令和4年2月18日(金)を目処に電子メールにて行う。

## (7) その他

- ア 提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書の追加、差替え及び再提出は認めない。
- イ 提出された企画提案書について、公表および本委託業務以外の用途に使用しないものとする。
- ウ 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- エ 審査内容、結果についての異議は認められない。
- オ 本委託業務以外で作成した企画提案書をそのまま利用して提出することはできない。

## 5 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションについては、令和4年3月8日（火）に実施する。各社の持ち時間は15分間とし、その後、質疑応答を行うものとする。なお、開始時間については、参加表明書提出後に各社あて通知する。

## 6 審査結果の通知

審査結果については、令和4年3月11日（金）までにプロポーザル参加者全てに対して、電子メールにて通知するものとする。

## 7 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に、次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、予算額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 8 契約の締結

- (1) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的とするものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

- (2) 業務条件・仕様等は、契約段階において当支部と優先交渉権者、双方協議の上、修正を行うことがある。
- (3) 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。(別添「契約書(案)」により、契約書を作成するものとする)
- (4) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

## 9 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 実施内容については、当支部と協議の上、決定するものとする。
- (3) 業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、当支部に協議の上、その承認を得るものとする。
- (5) 提出書類は、日本赤十字社情報公開制度に基づき、公開することがある。
- (6) 本募集要領に定めるもののほか、必要事項については当支部が定める。